

## 第2章

---

### 『銀行簿記精法』の成立過程における問題点

---

#### 1. はじめに

『銀行簿記精法』<sup>1</sup>は、1873（明治六）年12月に大蔵省が出版したわが国最初の複式簿記文献である。この『銀行簿記精法』は、同年8月に開業した第一国立銀行に採用された銀行簿記の教科書として知られている。日本最初の本格的な株式会社制度を備えた第一国立銀行は、『銀行簿記精法』による簿記法によって、銀行業務の記録と計算の遂行を計ったものと思われる。

そして、アレキサンダー・アラン・シャンド（Alexander Allan Shand, 以下、シャンド）は『銀行簿記精法』の著者として、また日本の簿記組織にきわめて大きな影響を与えた御雇外国人の一人として広く知られている。

しかし、『銀行簿記精法』成立過程およびシャンド本人には、いくつかの問題点が存在する。第一に、『銀行簿記精法』の出版は第一国立銀行が開業して数カ月がたっている点である。はたして簿記の教科書が存在しない状況で、いかに会計記録がなされたのかという疑問である。

第二に、シャンドが紙幣寮に雇われた1872（明治五）年10月〔陰暦〕から『銀行簿記精法』成立時までの期間にも問題意識を持つ。つまり、シャンドが雇用されてから『銀行簿記精法』を完成させるまでの期間が短すぎるのではないかという疑問である。

本稿においては以上のような問題意識にたち、『銀行簿記精法』が極めて短期間のうちに成立した背景にはどのような事実が存在したのかを明らかにする。

#### 2. 第一国立銀行の開業と『銀行簿記精法』の刊行

明治維新直後の日本において、政府はまず脆弱な財政基盤を立て直すため産業の振興・発展、それに伴う税収の増大をはかる。その切り札として株式会社制度の導入が推し進められた。株式会社制度は金融機関の整備とほぼ同じ意味合いをもって最優先事項となり、株式会社制度の知識の普及も図られた<sup>2</sup>。ま

た、政府は通貨制度の整備、税制の転換などをはじめとして各方面での制度整備も急務とされた。

しかしながら、政府機関として商法司を設立、その下に商法会所を設け商業発展を図ったもののうまくはいかず、翌年商法司は廃止される。その後、通商司が置かれ通商会社、為替会社を設けたのであるが、そのほとんどが経営不振となった。

思うに任せない状況下、当時の急激なインフレーションを収拾するための機関として、アメリカ型のナショナル・バンク制度かイギリス型のゴールド・バンク制度のいずれの制度を導入するかで激しい議論があった。この議論を経た後、政府はアメリカ型のナショナル・バンク制度を導入することで本格的な株式会社制度の導入を決定した<sup>3</sup>。そのため国立銀行条例を制定し、第一国立銀行をその第一号として設立させたわけである。

シャンドの大蔵省紙幣寮への「御雇外国人」としての就任は、この第一国立銀行の業務遂行を円滑に行うという、決して失敗の許されない目的によるものであった。

このシャンドの功績についての先行業績における言及を検討してみる。すると、当然のこととはいえ、「シャンドは…(中略)…わが国最初の複式簿記書『銀行簿記精法』(明治六年十二月刊)等を編集し、銀行、金融諸制度の創建実施に多大の貢献をした。」(西川 [1971], 118頁)という評価に代表されるように、極めて高い評価を得ている。また多数の文献<sup>4</sup>において同様の評価がなされている。

次に、『銀行簿記精法』について最近の文献における評価をみても、「『銀行簿記精法』は、福沢諭吉の『帳合の法』そして加藤斌の『商家必用』とともに、日本簿記史上燦然と輝く、三大簿記文献の一つと称することができる。」

(片岡泰彦 [2008], 43頁)と言及されているように、長年にわたって、『銀行簿記精法』は揺るぎない評価を得てきたことがうかがえる。

この『銀行簿記精法』については、その内容以外にも、発刊当時の担当大臣にあたる紙幣頭芳川顕正による序文「天下の事会計より重きはなし……」が会計の重要性を指摘した名文としても広く知られている。

しかし、シャンドの紙幣寮雇入れまでの経歴については、土屋喬雄 [1969]、西川孝治郎 [1982] に代表される文献において、その人物紹介がなされているものの、不思議なことに生年月日とスコットランド人であるということ以外には、来日するまでの学歴、職歴ともに明らかになっていない。スコットランド、アバディーン生まれだろうということと、1844年2月11日生まれということ以外ははっきりしていないのである<sup>5</sup>。

シャンドの生誕から『銀行簿記精法』刊行までの第一国立銀行設立と絡めた時系列の流れを図表2-1にまとめておく。

図表2-1 シャンドの来歴と第一国立銀行設立

西暦	和歴	月	日	事項
1844年		2月	11日	シャンド生まれる。
1860年代		—	—	シャンド来日。
1872年	明治5年	[10月]	[1日]	シャンド、紙幣頭書記官に就任。
		[11月]	[15日]	国立銀行条例制定。
1873年	明治6年	6月	11日	第一国立銀行設立総会。
		8月	8日	長男モンタギュー (Montague) 急死。
		10月	—	シャンド、休職を願いイギリスに帰国。
		12月	—	『銀行簿記精法』刊行。
			31日	第一国立銀行第一回半期決算。

(注) [ ] 内は陰暦。

(出所) 土屋喬雄 [1966]；西川孝治郎 [1971] より作成。

ここで問題となるのが、図表2-1で明らかなように、第一国立銀行の設立後に、初めての銀行簿記書（『銀行簿記精法』）が刊行されたことである。

この事実をそのまま受け入れるとするなら、第一国立銀行設立当初、行員に銀行簿記の知識がない状況で、事務業務は円滑に遂行されたのだろうかという問題が浮かび上がる。

この問題を解き明かすべく、いくつかの文献にあたった結果、『銀行簿記精法』が刊行される前に、シャンドが役人、行員に対し、銀行簿記の講義を行い、西洋簿記法の知識を伝えていたという事実が明らかとなった。

つまり、「明治六七年の交に至り漸次国立銀行の設立を見るに至りと雖も創業の際業務未だ全く緒に就かず其役員は皆旧来の商估にして概ね新進の智識に乏しく従らに旧套を襲用するのみ殊に帳簿の如き乱雑を免れざるを以て大蔵省は御雇外人シャンドに命じ首として西洋簿記の法を選定せしめて之を当該官吏及第一国立銀行員等に習得せしめたり」（明治財政史編纂会 [1972], 623頁）との記録があり、さらに「先般国立銀行条例御制定御領布相成追々右銀行創立の者有之候處元来右者西洋各国の方法に拠り新創相成候に付右事務不鍛練より自然不都合を可醸すも難計被存候間兼て御雇『シャンド』へ右簿記の方法為取調候處今般別冊の通成功相成第一国立銀行等へ夫々伝授為致候處右方法至極便利可相成旨申出然る處追々銀行創立の者相増可申處少人数の官吏を以て一々教示為致候」（明治財政史編纂会 [1972], 623頁）と記されていたのである。大蔵省が命じ

たのは、はっきりと『銀行簿記精法』の発刊以前にというものではないが、その可能性は高く、第一国立銀行の行員は、銀行開設時には、シャンドの講義を受けたことにより、西洋簿記の有効性、機能性を理解していた模様である。

しかし、さらなる問題点が浮上する。

つまり、上記の記述が事実であるならば、シャンドはいったいどれほどの期間で『銀行簿記精法』を書きあげたのだろうかという問題である。『銀行簿記精法』の序文に紙幣頭芳川顕正が記している日付は1873年8月とあることから、『銀行簿記精法』の原稿が完成したのは、この時期とみるのが妥当であろう。すると、シャンドの執筆期間はいかほどと理解すべきだろうか？

さらに『銀行簿記精法』には翻訳原稿とされる『銀行諸帳面取扱手続書』が存在する。これがまた、新たに問題を提起する。

つまり、その『銀行諸帳面取扱手続書』はいつごろできていたのかという問題である。時系列に並べてみると、シャンドの雇い入れ→『銀行諸帳面取扱手続書』→第一国立銀行行員への講義→『銀行簿記精法』の刊行、という順序になる。可能性としては『銀行諸帳面取扱手続書』もしくは『銀行簿記精法』の原稿ができたところから第一国立銀行行員への講義に使われたと考えれば、合点もいく。

ただし、この『銀行諸帳面取扱手続書』が何時、いかに作られたのかは大きな問題となるし、『銀行簿記精法』へ進化する過程でどのような変化が起きたのか確認する必要がある。

### 3. 『銀行簿記精法』成立に関わる問題点とギルバート銀行書の検討

この『銀行諸帳面取扱手続書』と『銀行簿記精法』の比較は、西川孝治郎[1982]において『銀行諸帳面取扱手続書』の発見から『銀行簿記精法』との比較検討がなされている<sup>6</sup>。

ここでは『銀行簿記精法』のシャンドの文章の中に『『ギルバート』氏著ス所ノ『プラクチカル、ティリーテイス、オン、バンキング』ト題セル書中第十四章『バンキングドキューメンツ』ノ部ニ見ヘタリ』という記述が存在すること、さらに『銀行諸帳面取扱手続書』にも、同様の記述が存在することを指摘している。

この記述により、シャンドが『銀行諸帳面取扱手続書』および『銀行簿記精法』執筆にあたり、本体第一類の書類については、ジェイムズ・ウィリアム・ギルバート (James William Gilbart) による *A Practical Treatise on Banking* (以下、ギルバート銀行書) なる文献を参照していることを明らかにしている。このギル

パート銀行書については、西川孝治郎 [1967b] と佐藤千代子 [1970] で『銀行簿記精法』との比較がなされている。

西川孝治郎 [1967a] では、『銀行諸帳面取扱手続書』『銀行簿記精法』における「第十四章『バンキングドキュメント』ノ部ニ見ヘタリ」との記述から、『銀行簿記精法』の参考文献として1856年版のギルバート銀行書を挙げ、第1巻第12章の Banking Book-keeping の検討がなされており、佐藤千代子 [1970] も同書同章との比較検討を行っている。

注目すべきは、シャンドは「『プラクチカル、ティリーテイス、オン、バンキング』ト題セル書中第十四章『バンキングドキュメント』」と言っているのに、西川孝治郎 [1967b] と佐藤千代子 [1970] は第12章の Banking Book-keeping を検討していることである。シャンドは誓詞の体裁についての参考文献としてギルバート銀行書を挙げているにもかかわらず、西川孝治郎 [1967b] と佐藤千代子 [1970] は『銀行簿記精法』全体の重要資料としてとらえている。

筆者は当初、シャンドが短期間のうちに『銀行簿記精法』を執筆しえた背景には、このギルバート銀行書の存在があるのではないかとの想定のもと、『銀行簿記精法』の比較検討を改めて確認してみた。

結果を先に言うならば、佐藤千代子 [1970] が主張するほどギルバート銀行書が『銀行簿記精法』に及ぼしたと評価してよいのか得心がいかなかった。

というのも、佐藤千代子 [1970] が「両者（筆者注：ギルバートとシャンド）の諸帳簿を一覧表をもって比較すると次のようになる」（[1970], 111頁）としてあげた対応表は、銀行簿記精法の書体1～8までを省略しており、さらに二重に対応しているものがある。対応表（[1970], 111頁）を見れば、実務的な項目の知識の背景にギルバート銀行書が存在するのは理解できる。しかし、本の構成といった視点から率直な感想を言えば、影響があると言われれば、ないと断言はできないが、だからといって、どれほどの影響を及ぼしたのかとの問題意識を持たざるをえない。

また、西川孝治郎 [1970] が言うように、シャンドは『銀行簿記精法』を「実務上の知識・経験から」著した、という考えも、シャンドにとってはおそらく初めての著作であること、時間的なことを考えれば納得しにくい。そのため、筆者はシャンドの『銀行簿記精法』の著述に影響を与えた他の文献の存在の可能性を考えざるをえない。

#### 4. マルシュ銀行簿記書と『銀行簿記精法』の比較・検討

##### (1) マルシュ銀行簿記書と『銀行簿記精法』の類似点

ギルバート銀行書のほかに、『銀行簿記精法』の著述に影響を与えた文献が存在するのではないかとの想定のもと、当時入手可能な、つまり1872年までに出版された外国文献を検討した結果、その可能性を信ずるに足る文献を探し出した。

C.C.Marsh 著, *The Theory and Practice of Bank Book-keeping and Joint Stock Accounts* (以下、マルシュ銀行簿記書) という文献である。

この文献は『銀行諸帳面取扱手続書』には記載がないものの、西川孝治郎 [1979] において『銀行簿記精法』の中に差し加えられた「凡例」部分の典拠として指摘されている<sup>7</sup>。

この凡例部分は『銀行簿記精法』の翻訳原稿としての『銀行諸帳面取扱手続書』に書き加えられたものとされていたため、当初、その典拠として指摘されていたマルシュ銀行簿記書の検討は、「とりあえずモレのないように」という位置づけでの確認であった。

マルシュ銀行簿記書の構成は二部構成となっており、第一部は CONTENTS として以下の項目構成となっている。

DIAGRAM

PREFACE

INTRODUCTION

ROUTINE OF BUSINESS

まず、上記の DAIAGRAM は『銀行簿記精法』の凡例の前に差し加えられた A 3 大程の帳簿組織図の原図として西川孝治郎 [1981] に指摘されている<sup>8</sup>。

また上記の凡例部分における要領の典拠は INTRODUCTION (以下、イントロダクション) の 9 頁に存在する。

しかし、驚くべきはイントロダクションの11頁以降であった。

『銀行簿記精法』に示された東都銀行をモデルとする銀行取引の七つの仕訳例題、そして仕訳から転記された元帳例題とマルシュ銀行簿記書の銀行仕訳帳例題、そして元帳例題を比較検討した結果、二つの簿記書の例題はほぼ同じであることが明らかとなったのである。

以下、図表 2-2-A・B, 図表 2-3-A・B, 図表 2-4-A・B を参照されたい。

比較検討の結果を以下にまとめる。

『銀行簿記精法』の仕訳例題の第一例は、現金10万円を資本として銀行を設立した取引内容であるが、マルシュ銀行簿記書の例1も現金10万ドルを出資して銀行を設立した、という取引内容となっている。

『銀行簿記精法』の第二例は、銀行の頭取が現金1万円を支払って地所を買い入れた内容である。一方、マルシュ銀行簿記書例2においても銀行の頭取が現金1万ドルを支払って地所を買い入れた取引内容になっている。

『銀行簿記精法』の第三例は、政府の公債証書5万円を現金支払いにより買い入れた取引内容であるが、マルシュ銀行簿記書では一つ飛んで例4に政府公債証書を現金5万ドルで買い入れた取引内容が存在する。

『銀行簿記精法』の第四例は、預金者が5千円を銀行に預金した取引内容である。マルシュ銀行簿記書では、再び一つ飛ばして例6において預金者が現金5千ドルを銀行に預金した取引内容になっている。

『銀行簿記精法』の第五例は、銀行の重役が現金2万円を通用紙幣として発行した取引内容であるが、マルシュ銀行簿記書では例7に銀行が2万ドルの紙幣を発行したという取引内容である。

『銀行簿記精法』の第六例は、銀行が2千円の手形を割り引き、割引料21円を差し引いた金額1,979円を預け主の預金勘定へ預け入れた取引内容であるが、マルシュ銀行簿記書の例8も、銀行が2千ドルの為替手形を割り引き、割引料21ドルを差し引いた金額、1,979ドルを預金者の預金勘定へ預け入れた取引内容となっている。

『銀行簿記精法』の第七例は、第六例の手形の満期日が到来したので預金者が現金2千円で手形の支払いをしたという取引内容であるが、マルシュ銀行簿記書の例9でも、為替手形の満期日が到来したので預金者が現金2千ドルを銀行へ支払った取引内容である。

ここで注意すべきことは、マルシュ銀行簿記書のイントロダクションには、10の例題が存在するのであるが、『銀行簿記精法』が翻訳したのは、そのうち7つの例であって、3つの取引例は採用しなかったことである。シャンドが例題の出典を明らかにしていないことから、当然のことではあるが、採用しなかった理由は明らかにはなっていない。

以上の検討結果により、マルシュ銀行簿記書が『銀行簿記精法』に及ぼした影響力はきわめて大きいといえる。



図表 2 - 2 - A 『銀行簿記精法』とマルシュ銀行簿記書との取引解説比較  
『銀行簿記精法』の取引解説

例題	内容
第一例	三月一日ニ五十人ノ株主各多少ノ金額ヲ出シ都合十萬圓ノ元金ヲ以テ併資銀行ノ創立ニ取懸リ而メ其金額モ既ニ挿入金済ミニナリタリ是ニ於テ生スル借方ト貸方は如何ン
第二例	今ニ銀行ノ頭取地所ヲ買入レ其代金ヲ正金ニテ払フタリト云是ニ於テ生シタル借方ト貸方トハ如何ン
第三例	三月四日ニ銀行ニ於テ通用紙幣ノ抵当トシテ公債証書ヲ政府へ上納センガ為メ元金ノ一部ヲ以テ之ヲ買入シタリ是ニ於テ銀行ノ借方ト貸方トハ如何ン
第四例	三月六日五千圓ヲ銀行へ預クル者アリテ之ヲ受取りタリ是レニ由テ生スル所ノ借方ト貸方トハ如何ン
第五例	銀行ノ出納重役ハ新ニ二萬圓丈ケノ銀行紙幣ヲ發行セシ為メ印信ヲ鈴シテ是ヲ仕拂方ノ手ニ渡シタリ是ヨリ起ル可借方ト貸方トハ如何ン
第六例	三月八日大黒屋福助ヨリ恵比寿屋鯛助ヲ差シテ振出スベキ二千圓ノ手形アリ福助ハ鯛助ヨリ其手形ノ金額ヲ請取ルベキ仕拂ノ期日ヲ待タズ之ヲ銀行ニ持參シ割引トナサンコト乞ヒタリ銀行ハ之ヲ承許シテ其手形ノ金額二千圓ヨリ割引ノ高二十一圓ヲ引去リ殘金額ヲ福助ノ預金勘定ニ入レタルガユヘ福助ハ何時ニテモ此金額丈ハ切手ニテモ又ハ銀行手形ニテモ銀行ヨリ引出スハ勝手ナルベシ右ノ勘定ニ付キ借方ト貸方トハ何ナルヤ
第七例	仮令ハ右手形ノ仕拂期日到来シテ恵比寿屋鯛助ヨリ其金額拂済ミニナリタリ然ルトキニハ借方ト貸方トハ如何ン

(出所) シヤンド [1879], 卷之凡例, 七-十三丁より作成。



図表2-2-B 『銀行簿記精法』とマルシュ銀行簿記書との取引解説比較  
マルシュ銀行簿記書の取引解説

例題	内容
例1	50人の出資者が、共同で多少の金額を出資し、資本金（元金）100,000ドルで、銀行（Joint Stock Company）を設立し、既に支配をした。これにより生じる借方と貸方はいかにするか？
例2	会社（銀行）の頭取が地所を買入れ、その支払いを正金で支払った。これにより生じる借方と貸方はいかにするか？
例4	銀行は、紙幣を抵当として、公債証書で政府へ上納するため、資本金の一部をもって支払った。この取引により生じる借方と貸方はいかにするか？
例6	5,000ドルの預金を、銀行は受取った。この取引により生じる借方と貸方はいかにするか？
例7	銀行の現金出納係は、20,000ドルの銀行紙幣を発行し、許可の署名をし、支払人に渡した。そして、現金出納係は、その金額を銀行の資金として保存するか、または支払出納係の管理下に置いたのである。この取引により生じる借方と貸方はいかにするか？
例8	メイ（May）氏から、ジュン（June）氏を引受人とする為替手形の割引申込みがあり、そしてその手形の割引は認められた。手形割引の残高は、メイ氏の小切手または手形に属することとなるのである。この取引により生じる借方と貸方はいかにするか？
例9	ジュン氏の手形の支払期日が到来し、手形の金額が（銀行）に支払われた。これにより生じる借方と貸方はいかにするか？

（出所） Marsh [1864], pp.11-14より作成。

図表 2 - 3 - A 『銀行簿記精法』とマルシュ銀行簿記書との取引仕訳比較  
『銀行簿記精法』の取引仕訳

第一例	3月1日 正金 株主	借方 貸方	拾万円 拾万円
第二例	3月1日 地所 金銀	借方 貸方	一万円 一万円
第三例	3月1日 公債証書 金銀	借方 貸方	五万円 五万円
第四例	3月1日 金銀 預ヶ主	借方 貸方	五千円 五千円
第五例	3月1日 金銀 通用紙幣	借方 貸方	二万円 二万円
第六例	3月1日 代金受取手形 預ヶ主 割引勘定	借方 貸方 貸方	二千円 千九百七十九円 二十一円
第七例	3月1日 金銀 代金請求手形	借方 貸方	二千円 二千円

(注) 第七例の日付は例題文中には存在せず，元帳の日付より引用。

(出所) シヤンド [1979]，卷之凡例，七-十三丁より作成。

図表2-3-B 『銀行簿記精法』とマルシュ銀行簿記書との取引仕訳比較  
マルシュ銀行簿記書の取引仕訳

1855年3月1日

1	金銀 (Cash)	借方		\$100,000	…
2		貸方	株主 (Stockholders) . . . . .	100,000	…
			————— 2		
3	地所 (Real Estate)	借方		10,000	…
1		貸方	金銀 . . . . .	10,000	…
			————— 3		
3	地所 (Real Estate)	借方		1,000	…
1		貸方	金銀 . . . . .	1,000	…
			————— 4		
4	公債証書 (Government Stocks)	借方		50,000	…
1		貸方	金銀 . . . . .	50,000	…
			————— 5		
5	損益 (Profit and Loss)	借方		500	…
1		貸方	金銀 . . . . .	500	…
			————— 6		
1	金銀	借方		5,000	…
6		貸方	預金者 (Depositors) . . . . .	5,000	…
			————— 7		
1	金銀	借方		20,000	…
7		貸方	紙幣 (Circulation) . . . . .	20,000	…
			————— 8		
8	受取手形 (Bills Receivable)	借方		2,000	…
6		貸方	預金者 . . . . .	1,979	…
9			割引 (Discount) . . . . .	21	…
			————— 9		
1	金銀	借方		2,000	…
8		貸方	受取手形 . . . . .	2,000	…
			————— 10		
1	金銀	借方		750	…
4		貸方	公債証書 . . . . .	750	…

(出所) Marsh [1864], p.15より作成。

図表 2 - 4 - A 『銀行簿記精法』とマルシュ銀行簿記書との元帳比較  
『銀行簿記精法』 元帳

東部銀行元帳

借		金銀之部				貸	
三月一日	株主ニ	一〇〇〇〇	イ	三月二日	地所	一〇〇〇	ロ
六日	金預人ニ	五〇〇〇	ニ	四日	公債証書	五〇〇〇	ハ
七日	紙幣ニ	二〇〇〇	ホ				
九日	受取手形ニ	二〇〇〇	チ				
借		株主之部				貸	
				三月一日	金銀	一〇〇〇〇	イ
借		地所之部				貸	
三月二日	金銀ニ	一〇〇〇	ロ				
借		公債証書之部				貸	
三月四日	金銀ニ	五〇〇〇	ハ				
借		金預人之部				貸	
				三月六日	金銀	五〇〇	ニ
				三月八日	受取手形	一九七九	ヘ
借		紙幣之部				貸	
				三月七日	金銀	二〇〇〇	ホ
借		受取手形				貸	
三月八日	雑色ニ	二〇〇	ヘ ト	三月九日	金銀	二〇〇	チ
借		割引勘定之部				貸	
				三月八日	受取手形	二一	ト
借方				貸方			
一八九〇〇				一八九〇〇			

(出所) シヤンド [1979], 卷之凡例, 二丁-三丁間に挿入されている。

図表2-4-B 『銀行簿記精法』とマルシュ銀行簿記書との元帳比較  
マルシュ銀行簿記書 元帳

借方(DR)			金銀			貸方(CR)			
3月	1日	株主	\$100,000	…	3月	2日	地所	\$10,000	…
	6日	預金者	5,000	…		3日	地所	1,000	…
	7日	紙幣	20,000	…		4日	公債証書	50,000	…
	9日	受取手形	2,000	…		5日	損益	500	…
	10日	公債証書	750	…				61,500 00	…
		66,250 00 127,750 00							
借方(DR)			株主			貸方(CR)			
				…	3月	1日	金銀	\$100,000	…
借方(DR)			地所			貸方(CR)			
3月	2日	金銀	\$10,000	…					
	3日	金銀	1,000	…					
借方(DR)			公債証書			貸方(CR)			
3月	4日	金銀	\$50,000	…		10日	金銀	\$750	…
		49,250 00							
借方(DR)			損益			貸方(CR)			
3月	5日	金銀	\$ 500	…					
借方(DR)			預金者			貸方(CR)			
					3月	6日	金銀	\$5,000	…
						8日	受取手形	1,979	…
								6,979 00	…
借方(DR)			紙幣			貸方(CR)			
					3月	7日	金銀	\$20,000	…
借方(DR)			受取手形			貸方(CR)			
3月	8日	諸口	\$2,000	…	3月	9日	金銀	\$2,000	…
借方(DR)			割引			貸方(CR)			
					3月	8日	受取手形	\$21	…

(出所) Marsh [1864], pp.16-17より作成。

## (2) マルシュ銀行簿記書と『銀行簿記精法』の相違点

マルシュ銀行簿記書と『銀行簿記精法』の類似点を確認したところで、さらに分析をすすめる。今度は逆にマルシュ銀行簿記書と『銀行簿記精法』の相違点から『銀行簿記精法』の特徴をさらにはっきりさせたい。

前述のとおり、『銀行簿記精法』凡例における仕訳例題はすべてマルシュ銀行簿記書イントロダクションからの引用であることが明らかとなったが、イントロダクションと凡例には相違点もいくつか存在する。

まず、凡例の構成である。凡例の中の構成はマルシュ銀行簿記書のイントロダクションにおける構成とは異なるものとなっている。

つまり、『銀行簿記精法』においては元帳→要領→仕訳例題となっているのに対して、マルシュ銀行簿記書イントロダクションにおいては、要領→仕訳例題→仕訳帳→元帳→元帳残高表と、『銀行簿記精法』とは異なる順序で、異なる種類の帳簿の記述がなされている。

さらに『銀行簿記精法』においては元帳の各項目の金額欄に赤字で小さくイロハ仮名が振られており、このイロハ仮名は各仕訳例題の対応金額欄に振られているイロハ仮名に一致している。元帳に記載されている金額がいかなる仕訳例題の金額と対応するのかが一目でわかる構造となっている。しかし、この対応はマルシュ銀行簿記書の仕訳例題、元帳には存在しない。

また、『銀行簿記精法』が採用しなかったマルシュの第3、第5および第10番目の3つの仕訳例題は次のとおりである。

図表2-5 『銀行簿記精法』凡例に採用されなかった  
マルシュ銀行簿記書イントロダクションの仕訳例題

例題	内容
例3	銀行は、その土地に対し、現金1,000ドルで改良を施した。これにより生じる借方と貸方はいかにするか？
例5	銀行は、その証書の印刷プレートの支払いをした。これにより生じる借方と貸方はいかにするか？
例10	銀行は、所有する株式の四半期の配当を受け取った。これにより生じる借方と貸方はいかにするか？

(出所) Marsh [1864], pp.12-14より作成。

例3は、現金1千ドルを支払って、例2で買い入れた土地に改良を施したという取引内容である。

例5は、証書の印刷プレートにかかった費用、5千ドルを支払ったというものである。

例10は、銀行が所有する株式の利息、750ドルを受け取ったという取引内容である。

これらはすなわち、費用および損益金額に関する取引であり、凡例においては費用および損益金額に関する取引が省略されたということになる<sup>9</sup>。

再度、図表2-4に基づいて、『銀行簿記精法』とマルシュ銀行簿記書の元帳を比較すると、ほぼ同様でありながら、マルシュ銀行簿記書の費用および損益金額に関する3つの仕訳例題が『銀行簿記精法』の元帳から抜け落ちたものとなっている。

すなわち、損益勘定がないこと、金銀勘定と地所勘定で一部の金額が欠けているのである。

一方、6つの要領についてもさらに検討してみる。この6つの要領のうち4つがマルシュ銀行簿記書より引用されていることは、西川孝治郎[1979]により指摘されている<sup>10</sup>。

しかし、マルシュ銀行簿記書の要領は7つ存在する。仕訳例題と同様、いかなるものが不採用になったのだろうか。マルシュ銀行簿記書における7つの要領との対比を以下にまとめる。

『銀行簿記精法』の要領の第一「総テ負債スル者ヲ借方トナサズ唯簿冊ノ持主タル者ヨリ債ヲ負フ者ヲ借方トナス」は、マルシュ銀行簿記書の第1原則「すべて債務を負うもの借方となさず一われわれに債務のあるものを借方とする」に依拠している。

『銀行簿記精法』の第二「総テ債ヲ負ハシムル者ヲ貸方トナサズ唯簿冊ノ持主タル者ヨリ債ヲ負ハシムル者ヲ貸方トナス」は、マルシュ銀行簿記書の第2原則「すべて債権を持つもの貸方となさず一われわれに債権を持つものを貸方とする」に依拠している。

さらに、『銀行簿記精法』の第三「簿冊ノ持主タル者ヨリ負債スル者ハ人ト物ト事トヲ問ハズ皆之ヲ借方ト云フ」と第四「簿冊ノ持主タル者ヨリ債ヲ負ハシムル者ハ人ト物ト事トヲ論ゼズ皆之ヲ貸方ト云フ」は、マルシュ銀行簿記書の第5原則「借方および貸方なる用語は人、団体および目的、根拠を問わず適用される」に依拠していることが明らかである。



図表 2 - 6 - A マルシュ銀行簿記書と『銀行簿記精法』における要領の対応

	『銀行簿記精法』における要領
第一	総テ負債スル者ヲ借方トナサズ唯簿冊ノ持主タル者ヨリ債ヲ負フ者ヲ借方トナス
第二	総テ債ヲ負ハシムル者ヲ貸方トナサズ唯簿冊ノ持主タル者ヨリ債ヲ負ハシムル者ヲ貸方トナス
第三	簿冊ノ持主タル者ヨリ負債スル者ハ人ト物ト事トヲ問ハズ皆之ヲ借方ト云フ
第四	簿冊ノ持主タル者ヨリ債ヲ負ハシムル者ハ人ト物ト事トヲ論ゼズ皆之ヲ貸方ト云フ
第五	一度入テ返スコトナキ者ヲ亦借ト云フ
第六	一度出テ返ルコトナキ者ヲ亦貸ト云フ

(出所) シヤンド [1979], 卷之一, 五-六丁より作成。

図表 2 - 6 - B マルシュ銀行簿記書と『銀行簿記精法』における要領の対応

	マルシュ銀行簿記書における要領
第 1 原則	すべて債務を負うもの借方となさず一われわれに債務のあるものを借方とする。
第 2 原則	すべて債権を持つもの貸方となさず一われわれに債権を持つものを貸方とする。
第 3 原則	商業的な意味において価値がなければ、いかなる取引にも借方と貸方は発生しない。
第 4 原則	あらゆる取引に借方と貸方が発生する。
第 5 原則	借方および貸方なる用語は人、団体および目的、根拠を問わず適用される。
第 6 原則	取引相手に債務が発生せずにこちらに債権が発生する取引はなく、逆もまたしかり。
第 7 原則	借方の総額と貸方の総額は同額もしくはバランスしなければならぬ。

(出所) Marsh [1864], p.9より作成。

しかしながら、注目すべきはむしろ『銀行簿記精法』に採用されなかったマルシュ銀行簿記書の第7原則である。これは「借方の総額と貸方の総額は同額もしくはバランスしなければならない」というものである。

『銀行簿記精法』の仕訳例題と同様に、この要領においても、損益が関わってくる第7原則は採用されていないのである。

以上のことから、『銀行簿記精法』の凡例の要領もマルシュ銀行簿記書から引用されている。しかし引用されていない部分も存在し、それらは損益に関する記述であると考えることが可能である。このことは凡例の要領、仕訳例題に共通している。

研究する側からすれば、損益に関する部分が引用されていないという事実は容易に納得できるものではない。このことに関して、いくつかの推論を立てることは可能ではあるが、証明するほどの証拠をそろえるまでは至らなかった。

## 5. おわりに

本稿は『銀行簿記精法』成立過程、およびシャンド本人にいくつかの問題点が存在することに着目し、その解決を図った。

問題の一つは、『銀行簿記精法』は第一国立銀行が開業して数カ月たってから出版されている点である。簿記の教科書が存在しないまま、どのように会計記録がなされたのかという点である。

二つ目の問題は、シャンドが紙幣寮に雇われた1872(明治五)年7月から『銀行簿記精法』成立時までの期間があまりに短いのではないかという点である。

第一の問題点に関しては、シャンドが『銀行簿記精法』を執筆しながら行員に簿記の講義をしていたとの記述があり、一応の納得ができた。

しかし、第二の問題点に関しては、『銀行簿記精法』とその原稿といわれる『銀行諸帳面取扱手続書』を改めて詳細に検討した結果、『銀行簿記精法』が極めて短期間のうちに成立した背景には、従来参考にされたとされている文献以外に、直接モデルとなった他の文献の存在を確信するに至った。

そして、そのモデルとなった文献の一つとしてマルシュ銀行簿記書を探し当てることができた。この文献の著者であるマルシュは1875(明治八)年出版の『馬耳蘇氏記簿法』、1876(明治九)年出版の『馬耳蘇氏複式記簿法』の原著者として知られている。しかし、このマルシュ銀行簿記書に関しては、これまで十分に検討・評価がなされてこなかったように思われる。

検討の結果、『銀行簿記精法』に掲載されている凡例の中の借方・貸方の原

則の解説と、仕訳帳および元帳の仕訳例題は、マルシュ銀行簿記書のイントロダクションに示されている借方・貸方の原則の解説と仕訳帳・元帳の仕訳例題を参照して作成されたということが明らかになった。短時間の内にシャンドが『銀行簿記精法』を執筆しえた理由の一つを解明できたわけである。

しかし、今後解決しなければならない二つの課題が存在する。

第一の課題は、前述した凡例における損益に関する要領、仕訳例題、帳簿がマルシュ銀行簿記書から引用されていない理由の解明である。

筆者のたてた推論のうち、現段階において最も有力と考えるものを取えて述べれば以下のようなものとなる。

つまり、『銀行諸帳面取扱手続書』は一応の完成をみたが、その内容をさらにわかりやすく、より具体的に説明する必要が生じた。

そのため、凡例をつけ、各書体に帳簿実例を付け、巻末で帳簿間の相関関係を説明し、それを図示したものを巻頭に置く作業をおこなって、ようやく『銀行簿記精法』が完成に至った。凡例においては、マルシュ銀行簿記書のイントロダクションを参考にした。しかし、それでも問題が生じた。単式・複式簿記の違いに加え、借方・貸方の意味の説明である。

日本人が初めて接する西洋式複式簿記の理解にあたり、最初に直面する壁がこの借方・貸方の考え方の理解である。しかも、この借方・貸方の考え方の説明には二つの側面、つまり資産、負債、資本の側面と損益の側面からの説明を必要とする。

しかし、『銀行簿記精法』の執筆者は、この二つの側面のうち損益に関する借方・貸方の考え方をわかりやすく説明することに苦慮した。

最終的に、執筆者は損益に関する借方・貸方の考え方の説明をしないことにした。

そのため、損益に関する要領・仕訳例題・帳簿を削除し、資産、負債、資本の側面からの借方・貸方の考え方の説明にしぼった。

そして、より理解しやすくなるよう工夫を施した。

つまり、マルシュ銀行簿記書では要領→仕訳例題→元帳→元帳残高表の順で説明されていたものを、仕訳帳、元帳残高表を省略し、さらに説明の順序を元帳→要領→仕訳例題の順に入れ替えた。元帳残高表は損益に関わってくるので省略したものと考えられる。

また、仕訳帳を省略するかわりに元帳にはイロハで注が振られた。仕訳例題の当該箇所にも同じカタカナが振られており、仕訳例題の取引仕訳が元帳の借方・貸方にいかに反映されるかを直接関連づけることを可能にしたというものである。

この推論の根拠となったのは、凡例の冒頭からの文章である。

内容は、初めての単式簿記書として『帳合之法』が出版された時期を反映したものとなっており、単式・複式簿記の相違から始まり、次に借方・貸方の意味の説明となっている。

当然、この部分の文章はマルシュ銀行簿記書の翻訳ではない。執筆者の意図、つまり可能な限り理解しやすい複式簿記書執筆のため、損益に関わる記述を省略し、説明の順序を元帳→要領→仕訳例題の順に入れ替えた点に『銀行簿記精法』の執筆者の意図を感じるのである。

- 
- 1 筆者は復刻本であるシャンド [1979] を使用した。
  - 2 株式会社制度に関する文献としては、福沢諭吉の『西洋事情』が1867年に出版されている。ついで、1869年、神田孝平が『泰西商会法則』を著す。1870年には福地源一郎が『会社弁』、1871年には渋沢栄一が『立会略則』を著し、この2書はその後合本されて各府県に頒布されている。
  - 3 詳しくは、渡辺盛衛 [1921]、203-205頁を参照のこと。
  - 4 例えば、「シャンドおよび福沢諭吉の二つの著書は、明治日本の近代化形成における明治簿記史の役割を代表するものである。」(黒沢 [1990]、4頁)、「この書物は、後に百五十三行に達した国立銀行の事務の経営を近代化するに大きく貢献したものであり、さらにその影響は一八七六(明治九)年以後に続々と設立された普通銀行の経営にも及んでいると考えられるべきである。」(土屋 [1969]、65頁)など。
  - 5 詳しくは、西川孝治郎 [1971]、182-187頁を参照のこと。
  - 6 西川孝治郎氏が1938年に発見した。詳しくは西川孝治郎 [1977]；[1982] を参照のこと。
  - 7 詳しくは、西川孝治郎 [1979]、10頁を参照のこと。
  - 8 詳しくは、西川孝治郎 [1981]、11頁を参照のこと。
  - 9 第3、5、10の例題の仕訳は、図表2-3-Bの当該箇所を参照のこと。
  - 10 詳しくは、西川孝治郎 [1979]、10頁を参照のこと。

## 文献一覧

- アラン・シャンド原著 [1979]「銀行簿記精法」『復刻叢書簿記ことはじめ』三 雄松堂書店
- 原著 [1981]「銀行書帳面取扱手続書」『復刻叢書簿記ことはじめ』第二期 雄松堂書店

- 福地源一郎 [1970] 『会社弁』大蔵省  
 福沢諭吉 [1867] 『西洋事情』大蔵省  
 Gilbert, J.W. [1873], *A Practical Treatise on Banking, Office of the Bankers' Magazine, and Statistical Register.*  
 神田孝平 [1869] 『泰西商会法則』出版社不明 早稲田大学所蔵  
 片岡泰彦 [2008] 「アラン・シャンド『銀行簿記精法』に関する一考察」『経営論集』(大東文化大学) 第15号 43-62頁  
 黒沢清 [1990] 『日本会計制度発展史』財経詳報社。  
 Marsh, C.C. [1864], *The Theory and Practice of Bank Book-keeping, and Joint Stock Accounts* (reprinted ed., Arno Press, 1978) .  
 明治財政史編纂会 [1972] 『明治財政史』第十三巻 吉川弘文館  
 西川孝治郎 [1967a] 「シャンド原著『銀行簿記精法』」『商学集志』(日本大学) 第37巻 第1号 1-14頁  
 ——— [1967b] 「シャンド原著『銀行簿記精法』(2)」『商学集志』(日本大学) 第37巻 第2号 1-14頁  
 ——— [1970] 「佐藤助手のギルバート銀行簿記研究について」『商学集志』(日本大学) 第39巻第4号 97-98頁  
 ——— [1971] 『日本簿記史談』同文館出版  
 ——— [1977] 「『銀行簿記精法』財務表原本発見報告」『會計』第111巻第6号 949-961頁  
 ——— [1979] 「銀行簿記精法 解題」アラン・シャンド原著 [1979] 1-17頁  
 ——— [1981] 「銀行諸帳面取扱手續書 解題」アラン・シャンド原著 [1981] 1-14頁  
 ——— [1982] 『文献解題 日本簿記学生成史』雄松堂書店  
 佐藤千代子 [1970] 「シャンド式簿記の基礎となったギルバート銀行書の研究」『商学集志』(日本大学) 第39巻第4号 99-114頁  
 渋沢栄一 [1871] 『立会略則』大蔵省  
 土屋喬雄 [1966] 『シャンド』東洋経済新報社  
 ——— [1969] 『お雇い外国人』⑧金融・財政 鹿島研究所出版会  
 渡辺盛衛 [1921] 『得能良介君伝』印刷局